

平成29年2月吉日

キャリア支援ご担当者（教授） 殿

東芝テック株式会社
執行役員 総務部長
金田 仁

平成30年3月卒業・修了（見込）生の採用について（ご依頼）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社採用につきましては、毎々格別のご高配を賜り有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では平成30年3月卒業・修了（見込）生の採用選考を別添「求人申込書」により実施致すことになりました。つきましては何卒優秀な学生のご推薦を賜りますようご依頼申し上げる次第でございます。

なお、当社は、(株)東芝とは資本関係を有する同一グループ企業であります。上場会社として資金の運用・調達を含め、独立した事業運営を行っております。また、本年2月7日の第3四半期決算でも公表いたしましたとおり、当社業績は前年度に対し大幅に向上（営業利益 105 億円、対前同+72 億円）しております。また、銀行および(株)東芝からの借入金はなく、財務基盤の安定化も順調に進んでいます。

今後も(株)東芝に関連したさまざまな発表や報道が続くことで、ご心配をおかけする可能性もございますが、当社といたしましては、(株)東芝の業績いかんにかかわらず、当社の事業遂行に問題が生じることがないよう最善の努力を尽くすとともに、今後も高品質な商品・サービスをお客様にご提供できますよう努めてまいりますので、ぜひとも優秀な学生のご推薦を賜りたく、重ねてご依頼申し上げます。

敬具

<同封書類>

1. 求人申込書
2. 自己申告書
3. 青少年雇用情報シート
4. 会社案内
5. 会社紹介パンフレット（緑）
6. 弊社概要説明シート

以上

平成 29 年度 (平成 30 年卒) 求人申込書

求 人 先	社名	トウシバテック 東芝テック株式会社		代表者	代表取締役社長 池田 隆之						
	所在地/ 本 社	〒141-8562 東京都品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー		株式	東証一部	系列	株式会社 東芝				
	採用担当	総務部人財開発室 西田 薫、渡辺千沙、依田信治、守田沙織 TEL : 03-6830-9156 FAX : 03-6684-4001 E-mail : saiyo@toshibatec.co.jp		設立	昭和 25 年 (1950 年) 2 月 21 日		資本金	399 億円			
	ホーム ページ	会社 HP : http://www.toshibatec.co.jp/		売上高	5,328 億円 (平成 28 年 3 月期 : 連結)		従業員数	21,102 名 (平成 28 年 3 月現在 : 連結)			
				拠点	本社=東京(大崎) 支社=東北(仙台)、北関東(埼玉)、東京、中部(名古屋)、関西(大阪)、中四国(広島)、九州(福岡) 支店・営業所=全国主要都市 事業所=静岡(三島、大仁) 連結子会社: 86 社 (国内 9 社 海外 77 社)						
				事業 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国内/海外リテールソリューション (POS システム、電子レジスター、事務用コンピューターなどの開発・製造・販売、120 の国と地域をカバー) ・プリンティングソリューション (モノクロ/カラーデジタル複合機 (MFP) の開発・製造・販売) ・インクジェットソリューション (産業用インクジェットヘッドの開発・製造・販売) ・RFID ソリューション (製造・物流・販売の現場、オフィス等における RFID を活用したソリューション提供) ・データサービスソリューション (次世代プラットフォーム事業の展開) 						
採 用 条 件	募集人員 (予定)	技術系募集職種と学科・専攻例				事務系募集職種		入社年度	技術系	事務系	
		研究	ハード 開発	ソフト 開発	システム エンジニア	製造技術	スタッフ (知財、情報 システム等)	国内営業、海外営業、 スタッフ(財務、管理) 他	平成 27 年度	35 名 (3 名)	31 名 (5 名)
		機械、電気電 子、情報工学 等	機械、電気 物理、化学 等	電子、情報 等	情報、経営工学 など理系全般	機械、電 気等	情報、機械 等	全学部対象	平成 28 年度	46 名 (6 名)	21 名 (6 名)
		若干名	約 25 名	約 15 名	約 20 名	若干名	若干名	約 50 名	平成 29 年度 (予定)	50 名 (6 名)	49 名 (13 名)
	推薦応募 (学校推薦、教授推薦) は、原則として各学科、専攻より 1 名とします。 (応相談)										
初任給	修士了=234,000 円 (平成 28 年 4 月実績) 大 卒=210,000 円 (平成 28 年 4 月実績)			賞与	年 2 回 7 月、12 月	通 勤 費	全額支給	留学生	採用実績あり (台湾、中国、韓国、タイ、ベトナム等)		
								障がい者	採用実績あり (上肢、下肢、内臓、視覚、聴覚等)		
勤務地	技術系: 静岡、東京、全国主要都市 事務系: 東京、全国主要都市、静岡			勤務 時間	本社・支社=8:45~17:15 事業所=8:30~17:00 フレックスタイム制あり			労働組合	有り		
休日・休暇	休日は完全週休 2 日制。土、日、祝祭日、年末 年始など年間 123 日 (平成 28 年度実績) 休暇=年次有給休暇 (初年度 18 日、翌年度 24 日)、慶弔休暇、リフレッシュ休暇、配偶者出産 休暇、ワイドプラン休暇等			福利 厚生	住宅費補助、家賃補助。自宅から通えない場合は借上社宅を提供。 東芝グループ保険制度、社内販売制度、持株会等。 選択型福祉制度「Teatime」(例: 自己啓発費用補助、介護費用補 助、保育所費用補助、ベビーシッター費用補助、社製品購入費補 助、人間ドッグ・検診費用補助、宿泊施設利用費補助等)			各種 制度	階層別・職種別教育研修制度、派遣・留学制度、自 己啓発援助制度、グローバル人財育成制度、メンタ ー制度、目標チャレンジ制度等。 個人積立年金制度、各種社会保険・団体保険制度等。 会社契約保養所、スポーツ施設あり。		
応募 要 領	就活ナビ (マイナビ、リクナビ、キャリアス) または当社採用ホームページから当社にエン トリーして下さい。推薦応募の場合には、就活 ナビから当社ページにエントリーの上、キャリア センターを通じて、採用担当までメールでご連 絡下さい。(saiyo@toshibatec.co.jp)			選考 方法	適性検査 (SPI3)、エントリーシ ート、面接 (推薦応募は 1 回)		提出書類	エントリーシート (所定様式)、履歴書、成績証明書、卒業 (修了) 見 込証明書、健康診断書。大学院生の場合、学部時代の証明書もご準備 下さい。推薦応募の場合には上記書類に加えて推薦状もご準備下さい。 ※) 上記書類で定期的に発行されない場合はご相談下さい。			
				選考 場所	東京 (本社)、または各支社 なお最終面接は、実費に基づき往 復交通費を支給いたします。(500 円単位, 500 円未満切り捨て)		選考日	6 月以降、受付順にてご案内いたします。			
							選考結果	推薦の場合は可否に関わらず 1 週間以内をめどに貴学宛てご連絡しま す。自由応募の場合は、マイページを通じてご連絡します。			

※ご提出頂く書類 (エントリーシート等個人を特定可能な資料など) につきましては、当社の採用業務のためにのみ利用させていただきます。尚、書類のご提出を以って左記にご同意いただいたものとみなします。
また、個人情報の管理については、当社の定める個人情報保護方針に基づき、厳重なる管理を行います。

自己申告書

平成 29 年 2 月 27 日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 東芝テック株式会社
事業所所在地 東京都品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー
代表者名 代表取締役社長 池田 隆之



- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。

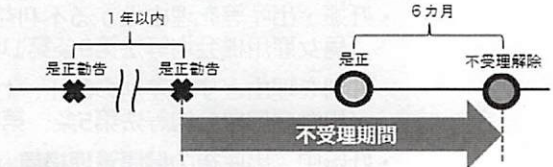
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。
なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

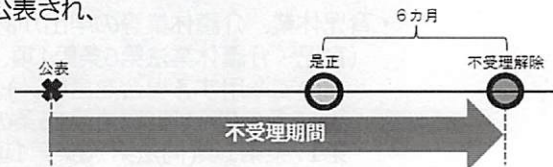
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



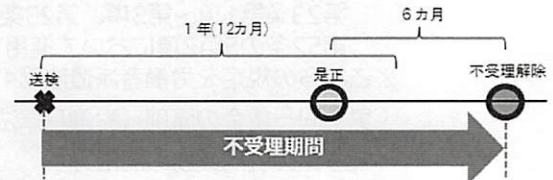
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年(12カ月)が経過していない。
 c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。

求人不受理の対象となる規定

1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・強制労働の禁止（労働基準法第5条）
- ・賃金関係（最低賃金、割増賃金等）
（労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項）
- ・労働時間（労働基準法第32条）
- ・休憩、休日、年次有給休暇
（労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

2. 性別や仕事と育児などの両立などに関する規定

性別や仕事と育児などの両立を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
（男女雇用機会均等法第9条第1項～第3項、第11条の2第1項）
- ・性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等
（男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項）
- ・妊娠中、出産後の健康管理措置（男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項）
- ・育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等
（育児・介護休業法第6条第1項、第10条(同法第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む。)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項(同法第16条の9第1項において準用する場合を含む。)、第16条の10、第17条第1項(同法第18条第1項において準用する場合を含む。)、第18条の2、第19条第1項(同法第20条第1項において準用する場合を含む。)、第20条の2、第23条第1項～第3項、第23条の2、第25条、第26条、第52条の4第2項(同法第52条の5第2項において準用する場合を含む。))

※これらの規定を労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

- ・男女同一賃金の原則（労働基準法第4条）
- ・妊産婦の坑内業務の制限等
（労働基準法第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項)

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・労働条件の明示（労働基準法第15条第1項及び第3項）
- ・年少者に関する労働基準
（労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

青少年雇用情報シート（企業全体での【 正社員 / 正社員以外 】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	東芝テック株式会社	求人番号			記入日： 平成 29 年 2 月 27 日
------	-----------	------	--	--	-----------------------

1 募集・採用に関する情報

		企業全体の情報			【 】に関する情報		
		前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前	3年度前
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	60 人	68 人	20 人	人	人	人
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	1 人	5 人	3 人	人	人	人
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	49 人	60 人	17 人	人	人	人
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	11 人	8 人	3 人	人	人	人
③	平均継続勤務年数	20.5 年			年		
※	従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	44.5 歳			歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

① 研修の有無及びその内容	(有)・無	新人研修
② 自己啓発支援の有無及びその内容	(有)・無	通信教育支援
③ メンター制度の有無	(有)・無	
④ キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・(無)	
⑤ 社内検定等の制度の有無及びその内容	有・(無)	

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

		企業全体の情報			【 】に関する情報	
		前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	18.1 時間			時間	
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	13.8 日			日	
③	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	女性 9 / 28 人	男性 1 / 1 人	女性 / 人	男性 / 人	
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 0 %	管理職 2 %			

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

雇用保険適用事業所番号